

秩父市 若年がん患者ターミナルケア 在宅療養生活支援事業

のご案内

秩父市では、末期と診断された若年世代のがん患者が、自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、がん患者及びその家族の経済的負担を軽減するため、在宅療養に必要な生活支援に要した経費に対し予算の範囲内で一部を補助します。

対象者

サービス利用時点において①～⑤のすべてに該当する方

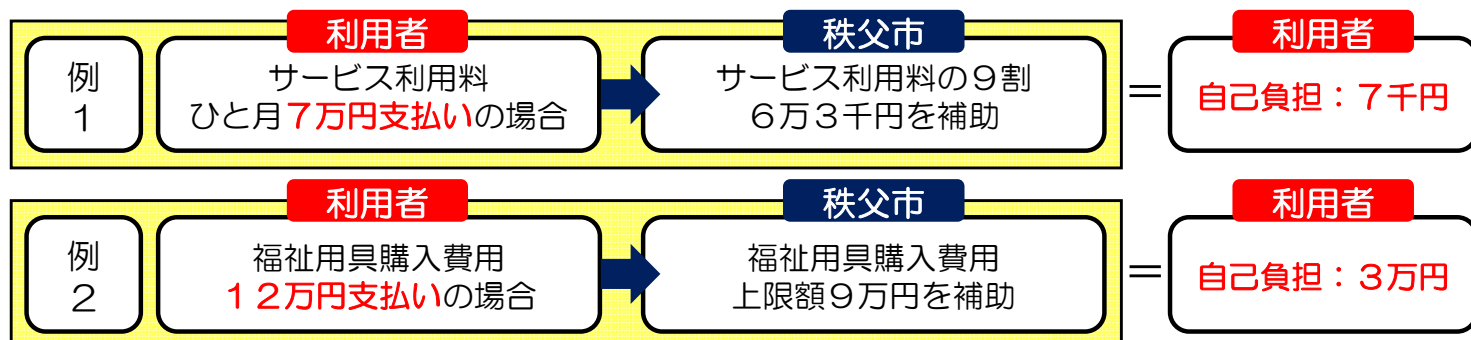
- ①18歳以上40歳未満の方
- ②秩父市に住民登録がある方
- ③末期がん患者（医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された者に限る。）で、在宅療養生活への支援及び介護が必要な方
- ④同様の補助を受けていない方（小児慢性特定疾病医療費助成等、他の支援・助成制度を受けていない方を含む）
- ⑤市税の滞納がない方

対象サービス

補助金額（上限）

①訪問介護 身体介護・生活援助・通院等に係る乗降の介助	対象サービスの利用料の9割 上限額：月額72,000円 ※本人負担1割
②訪問入浴介護	
③福祉用具の貸与 車いす（附属品含む）・特殊寝台（附属品含む）・床ずれ防止用具・手すり（工事を伴わないもの）・スロープ（工事を伴わないもの）・体位変換器・歩行器・歩行補助つえ・移動用リフト・自動排泄処理装置	
④特定福祉用具の購入 腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部分・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分	購入額の9割 上限額：1人90,000円 ※本人負担1割

※この他、申請に必要な意見書作成料を補助します。（上限額：5,000円）



申請方法

1 利用申請

以下を秩父保健センターにご提出ください（郵送可）。

- ①秩父市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用申請書（様式1）
- ②秩父市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用意見書（様式2）
- ③本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・住民票の写しのいずれか）

※意見書作成料を請求する場合は、秩父市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式5）に領収書（原本）を添えてご提出ください。

2 利用決定の通知

申請内容を審査し利用を決定すると、保健センターから決定通知書を郵送でお送りします。

3 サービス利用

利用決定後、サービス提供事業者と契約を行い、利用を開始してください（原則）。

4 サービス利用料の支払

サービス提供事業者から請求された額の全額を支払い、領収書、明細書（サービスの内容、利用回数、金額等が記載されたもの）を必ず発行してもらってください。

5 サービス利用料の請求

以下を保健センターにご提出ください（郵送可）。

※年度内に支払ったものは同年度内での交付となるので、3/31までにご提出ください。

- ①秩父市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式5）
- ②サービス提供事業者が発行する領収書（原本）
- ③サービスの内容、利用回数、金額等が記載された明細書
- ④振込を希望する口座情報のわかるもの（通帳・キャッシュカード等）の写し

6 請求者への支払

請求内容を審査し適当と認められた場合は、指定の口座に補助金を振り込みます。

申請に必要な記入様式は秩父保健センターで配布しています。
また、市のHPからダウンロードすることもできます。

<https://www.city.chichibu.lg.jp/11298.html>

